

札幌芸術の森(公益財団法人札幌市芸術文化財団)契約職員募集案内

札幌芸術の森(公益財団法人札幌市芸術文化財団)では、木工房の仕事に従事する契約職員を募集いたします。

募集の内容については下記のとおりです

1 採用予定人数

契約職員:1名

2 募集職種および勤務場所

募集職種:契約職員(専任職/木工分野講習会担当)

勤務場所:札幌芸術の森創作普及課(公益財団法人札幌市芸術文化財団 芸術の森事業部)

3 仕事の内容

- (1) 木工講習会の企画・立案、計画、実施、並びに講習会での指導
- (2) 札幌芸術の森 木工房の工房管理、並びに木工房の利用者対応
- (3) 上記並びに札幌芸術の森管理運営業務に伴う一切の業務

4 応募資格

次の要件を満たす方

- (1) 学校教育法による高等学校卒業以上の方
- (2) 令和4年2月から勤務可能な方※勤務開始日については応相談。
- (3) 木材加工用機械の実務経験者(1年以上)
木材加工用機械作業主任者資格を有する又は、技能講習受講要件を満たす(実務経験3年以上、木材加工に関わっている)方優遇
実務経験3年未満の方は、木工房での勤務実績に応じて、資格を取得していただきます。
- (4) 芸術の森の事業に関心があり、一般事務処理、基本的なパソコン操作ができる方
- (5) 木材工芸、木材加工に関する知識と経験のある方
- (6) 次のいずれかに該当する方は応募できません。
 - ・ 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者)
 - ・ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
 - ・ 日本の国籍を有しない方で、就職を制限されている在留資格の方

5 選考の方法及び内容

(1) 書類による選考

①選考方法—履歴書、および実務経歴書提出による書類選考

市販の履歴書(A3見開きサイズ、JIS規格)に必要事項を本人が記入し、写真を添付して

申し込んでください。

※「6 履歴書記入上の注意事項」を参照してください。

記載事項に不備があった場合、受付できないことがあります。

また、提出された履歴書は返却できませんので、あらかじめご了承ください。

・実務経歴書(必須)は、自由(プリンター出力可)形式です。

・制作活動実績のある方は、ポートフォリオも併せて提出ください。

②受付期間

募集開始日より随時受付

③提出先

〒005-0864

札幌市南区芸術の森2丁目75番地クラフト工房

札幌芸術の森 創作普及課工房係 契約職員募集 係

※封筒表面に差出人の郵便番号、住所、氏名を明記し、必ず郵便で送付してください。

郵送以外では受付いたしません。

④合否の通知

応募者全員に対して郵送にて行います。

ご応募後、おおむね2週間以内にご連絡いたします。

(2) 第2次選考(面接による選考)

書類による選考通過者についてのみ実施します。

個別面接により、主として人物評価をします。

①面接日

随時

※面接の時間等の詳細については、書類審査合格者に別途電話にてご連絡いたします。

②合格通知

合格者については、面接後に直接電話連絡いたします。不合格の場合は、面接後、1週間以内に郵送で結果を通知いたします。

6 履歴書記入上の注意事項

- ・必ず本人が記入してください。
- ・黒インクまたは黒ボールペンを用い、楷書で丁寧に記載してください。数字は、氏名などの固有名詞を除き、算用数字で記入してください。
- ・氏名、生年月日は、戸籍に記載されているとおりに正しく記入してください。
- ・現住所は、マンション・アパート名も略さず記入してください。
- ・現住所以外の連絡先には、会社、学校、実家など現住所以外で本人に連絡できる場所等を記入してください。
- ・職歴欄には在学中や短期間のアルバイト、パートなどは含めないでください。
- ・志望の動機、目的、特技など具体的に詳しく記入してください。

7 勤務条件

(1) 雇用契約期間

採用日から令和4年3月31日まで。

業務の内容、勤務成績により、契約を更新する場合があります(最長5年間を限度)。

ただしこれは必ずしも保障されるものではありません。

(2) 給与

財団の規定により、給与および諸手当(通勤手当、時間外勤務手当等)を支給します。

月額 213,700円(諸手当を除く)※令和3年11月末現在

(3) 勤務時間

勤務時間 : 1日あたり7時間45分(週38時間45分)

就業時間 : 午前9時15分から午後5時45分まで(休憩時間45分)

※ただし、施設の勤務形態に準じ変更する場合があります。(月2回程度、夜間勤務あり)

(4) 休日・休暇

・週休2日制(ただし、土曜日・日曜日が休日になるとは限りません)

・国民の祝日に関する法律に規定する休日に相当する日数で別に定める日

・年末年始

・年次有給休暇(令和2年度実績は10日支給)

この他に、財団の規程により、忌引休暇、生理休暇等があります。

(5) 社会保険等

健康保険(政府管掌)、厚生年金、雇用保険等

8 その他

・応募資格および選考の具体的内容に関するお問い合わせについてはお答えいたしませんので、ご了承ください。

・個人情報については、財団の個人情報の保護に関する規定に基づき、採用関係以外での使用はいたしません。

<お申込・お問合せ先>

〒005-0864

札幌市南区芸術の森2丁目75番地クラフト工房

札幌芸術の森創作普及課工房係 契約職員採用担当

電話:011-592-4122 FAX:011-591-0094

(休園日を除く、10:00~17:00まで)

※担当者不在の際は、改めておかけ直してください。